

返金規定（手数料返還制度）

2026年6月1日 制定

Dot Relay 株式会社

代表取締役 今井 聖斉

Dot Relay 株式会社（以下、「当社」という。）は、職業安定法に基づき提供する有料職業紹介サービス（許可番号：27-ユ-305257）について、紹介により就職した求職者（以下、「採用者」という。）が早期に退職した場合における求人者（以下、「顧客」という。）への手数料返還に関し、以下のとおり規定を定めます。

第1条（目的）

本規定は、当社が提供する有料職業紹介サービスにおいて、採用者が自己の都合または自己の責に帰すべき事由により早期に退職した場合の手数料の返還（以下、「返金」という。）基準および手続きを明確にすることを目的とします。

第2条（返金対象および割合）

顧客に紹介した採用者が、入社日（雇用契約開始日）から起算して以下の期間内に退職に至った場合、当社は顧客より既に受領した紹介手数料から、それぞれ次に定める割合に応じた金額を顧客に返金いたします。

採用者の在籍期間（入社日からの起算）	返金（返還）割合
入社後1ヶ月以内の退職	紹介手数料の 80%
入社後1ヶ月を超え3ヶ月以内の退職	紹介手数料の 50%
入社後3ヶ月を超える退職	返金なし（0%）

第3条（返金の適用除外事項）

前条の規定にかかわらず、採用者の退職理由が次の各号のいずれかに該当する場合は、返金の対象外（返還義務は発生しないもの）とします。

- 顧客の都合、倒産、事業縮小または職種転換等の理由により解雇された場合、若しくは顧客の責に帰すべき事由により退職を余儀なくされた場合

2. 顧客が労働条件明示書等で提示した労働条件と、実際の労働条件（給与、労働時間、職務内容等）が著しく相違したことにより退職した場合
3. 顧客の労働環境において法令違反、ハラスメント行為、その他公序良俗に反する事由が存在し、それを原因として退職した場合
4. その他、当社の責に帰すべき事由がなく、顧客の社内事情または法令違反に起因する退職であると認められる場合

第4条（返金の手続き）

本規定に基づく返金手続きは、顧客から当社に対する「採用者が退職した事実」および「退職日」を証明する書面または電磁的記録による通知が、退職日から1ヶ月以内になされた場合に限り行われるものとします。当社は、事実関係の確認が完了した日の属する月の翌月末日までに、指定の方法により返金を行います。

第5条（その他）

本規定に定めのない事項、または本規定の解釈に疑義が生じた事項については、顧客と当社との間で個別に締結する「有料職業紹介基本契約書」の定めに従うものとし、なお解決しない場合は両者誠意をもって協議の上、解決を図るものとします。

※本規定は、厚生労働省「人材サービス総合サイト」における法令に基づく情報提供として開示するものです。